

議会議員自主研修

議会議員は9月28日、宮城県松島町議会を視察しました。

議会基本条例を制定している宮城県松島町を訪問し、「議会の活性化と議会基本条例について」の研修を行った。

松島町議会では議会基本条例を、議会の憲法として、日本国憲法に定める地方自治の本旨実現のため、二代表制の一方の機関として、町民の意思を町政に的確に反映させる、また、議員の自己研鑽と資質の向上、公平性と透明性の確保、議会活動を支える体制の整備など、平成20年3月に制定された。

年1回開催の議会報告会は、12行政区で行われ、約300人の参加があったそうである。また、一般会議は、懇談会形式により各種団体との意見交換の場であり、その意見や要望が町政に反映されているそうである。

色々なことを試みているが、議会傍聴や議会報告会への

参加者の少なきなどの問題があるとのことである。

大木町議会としても、議会基本条例や、通年議会について、今後十二分に論議し、条例の制定については必要であるかもしれないが、その精神だけでも見習って、できるこ

二代表制とは

地方自治体の長と議会議員は、住民が直接選挙により選ぶという制度のこと。

ろから少しずつでも議会改革と活性化につないでいきたい。



松島町議会視察研修

議会報100号発行記念のごあいさつ



記念すべき大木町議会報100号の発刊にあたり、町民の皆様へ一言ごあいさつを申し上げます。

早いもので、今回の議会報で100号目の発行がなされます。その間、町民の皆様への付託を一身に受けとめ、住民優先、公正公平をモットーに、議会運営を重ねてまいりました。

今こうして、一郡一町の大木町が、全国的にも循環型の農村ニュータウンとして存在するのも、町政・議会に対しての町民の皆様の温かいご理解とご協力の賜であると感謝の念に耐えません。

町議会本会議場の正面には、「萬機公論に決す」「主権在民」という言葉を大きく掲げており、その意味は

「天下の政治は世論に従

って決定すべきである」「国家の主権が国民にあること」ということです。

この議会だよりは、議会活動状況の内容をわかりやすく取りまとめた唯一の議会と町民をつなぐ議会報でございます。

今後は、議会議員一同が町民の皆様の付託に十分に応えられるよう勉強会などを通して安心、安全の住みよいまちづくりのために努めてまいります。また、さらなる行財政改革・議会改革に邁進していきたいと考えております。

これからも、町政・議会の内容、仕組みが町民の皆様にとつてわかりやすく信頼される議会報を発行していく所存でございます。この旨ご理解いただき、ご指導、ご鞭撻、ご愛読をお願いいたし挨拶といたします。

大木町議会議長

中ノ森慎一